

## 学校生活を送りにあたり生徒諸君が心得ること

静岡県立島田工業高等学校

本校生徒の身だしなみは「その場から就職試験や入学試験の面接に赴ける身だしなみ」を基準としています。また、学校のきまりは生徒諸君が「お互いに気持ちよく過ごせる学校」「事故がなく安全に生活できる学校」を築く根本となります。

### (1) 交友・礼儀等

互いの人格を尊重し、よい交友関係をつくることを心がける。

日常生活は高校生らしく礼儀正しい行動をし、規律ある生活をする。

### (2) 服装・頭髪等

本校では、「その場から就職・進学試験に赴ける身だしなみ」を原則としています。

#### ア 制服

(ア) 制服は本校指定のもの（下表により着用する）

〈男子用〉		冬期	夏期	〈女子用〉		冬期	夏期
ブレザー		○	△	ブレザー		○	△
防寒用ベスト		△		防寒用ベスト		△	
防寒用セーター		△		防寒用セーター		△	
ズボン		○	○	スカート スラックス		○	○
シャツ	長袖	○	△	シャツ	長袖	○	△
	半袖	△	△		リボン ネクタイ	半袖	△
ネクタイ		△	△	リボン ネクタイ		△	△
ウインドブレーカー		△		ウインドブレーカー		△	

○ 常時着用するもの      △ 常時着用する必要がないもの

(イ) 全校で集まる場合、原則として男子はネクタイ、女子はリボン・ネクタイを必ず着用すること。

(ウ) スカートの丈は、膝頭中位までの長さとする。

#### イ 頭髪

(ア) 頭髪は常に清潔にし、他人が不快感を持たない髪型や長さとする。

(イ) 前髪は目にかからない長さとする。

(ウ) 極端な長髪・側頭部や後頭部の極端な刈上げ・染色・脱色・パーマ及びこれに類するものは禁止とする。

#### ウ その他

(ア) 夏季はシャツ・ブラウスの半袖を推奨する。

- (イ) シャツ・ブラウスの下に着用するインナーは、白か寒色系の色で無地（ワンポイント程度は可）を原則とする。柄物は不可とする。
- (ウ) 靴・ベルトは色・形とも質素なものとする。（ベルトは皮または合成皮革製。）
- (エ) 本校指定以外の防寒着（コート・ジャンパー・パーカー等）の着用は不可とする。  
ただし厳寒時の登下校時に防寒用に市販品のダウンベスト、コート着用は別途指示する。
- (オ) ピアス・ネックレス等の装飾品の着用は不可とする。
- (カ) 眉の剃り加工、ひげ（無精ひげを含む）は不可とする。

### （３） 通学

- ア 時間に余裕を持って登校し**８時 25 分までに教室に入室し始業の準備**をすること。
- イ 通学時にも、上記（１）及び（２）を守ること。
- ウ 自転車通学は交通安全のため、下記の（ア）～（カ）を遵守する生徒のみ許可をする。
  - （ア）防犯登録を済ませてあるものとする。
  - （イ）自転車店等で点検・整備を受け、TSマークを貼付すること。
  - （ウ）学校指定のステッカーを貼付する。（年度当初の自転車点検後配布する。）
  - （エ）ハンドルは購入時のものとする。
  - （オ）雨合羽を常に携帯する。（要記名）
  - （カ）自転車本体の色については制限しないが、スタンドは両立スタンドとする。
- エ 保護者等による送迎については、学校敷地内（池周りの駐車場）での乗降とする。  
交通事故防止のため学校周辺の公道上で乗降はしない。

### （４） 携帯情報通信端末の取り扱い

学習活動に支障を来さぬよう、本校では携帯情報通信端末（携帯電話、スマートフォン、タブレット等）の学校敷地内における使用について下記のような使用規則を設けてある。使用する場合には次の内容を確認し使用規則を遵守すること。

- ア 規制対象
  - 生徒による携帯情報通信端末の校内での使用を制限する。
  - 制限の対象は、携帯電話、スマートフォン、タブレット等とする。
  - 電話機能がなくてもネットワークにアクセス可能な端末は制限対象とする。
- イ 携帯情報端末の使用に関して遵守する事項
  - （ア）**誓約書を年度ごとに提出し、遵守事項を再認識**すること。  
誓約書に記載されてある守るべき注意点を確認した上で年度ごとに提出しあらためて学習活動に集中する気持ちを引き締める機会とする。
  - （イ）**登校時は昇降口で電源を切り、放課後まで電源を入れない**こと。  
着信等に気を取られ注意散漫とならないよう放課後まで電源を切ること。
  - （ウ）**放課後に必要な場合は校舎内で使用せず、校舎外へ出て使用**すること。

体育館、卓球場、錬武館、生活館は校舎外とし、それ以外の建屋は校舎内と同様みなす。

- (エ) 放課後までは机の中、鞆の中や身体に所持せず、担任の指示に従いスマホロッカー等に入れ施錠すること。

万が一の盗難被害に備え、鞆の中などに保管をしないこと。

- (オ) 指導者より使用可の指示がある場合にはそれに従うこと。

授業等で使用する場合は授業指導者の指示に従うこと。使用を終えたらスマホロッカーへ戻し施錠をすること。

#### エ 使用規則違反者への指導措置

使用規則を守れなかった場合は携帯情報通信端末を一時的に預る、保護者への概要連絡、再三にわたる場合には保護者来校の下での指導を行う。

### (5) 生徒指導

本校ではすべての生徒が社会性や規範意識保ち、安全安心な環境の下で学校生活を送ることができるように、次の規定で指導を行う。

#### ア 生徒指導となるケース

- (ア) 法律に触れる行為（触法行為）

- (イ) 学習活動に関する行為

- ・定期テスト等における不正行為
- ・正当な理由なく授業に出席しない（怠業）
- ・授業妨害、教師に対する暴言・暴力

- (ロ) 交通に関する行為

- ・自転車乗車の違反（二人乗りなど）
- ・無断免許取得・運転
- ・無免許運転・同乗・暴走行為への参加

- (ハ) 学校生活に関わる行為

- ・暴力、いじめ行為
- ・頭髪・服装規定に違反
- ・故意による物品破損、正当な理由なく火気を使用
- ・規定以外での携帯電話使用
- ・携帯電話など情報端末を使用しての個人への誹謗中傷、学校への信用失墜行為
- ・アルバイトについて（規定期間以外、無届け、禁止されている職種・時間帯等）
- ・その他…高校生としてふさわしくない行為など

#### イ 指導について

指導方法、内容については職員会議を行い校長が決定する

学校教育法施行規則第26条による懲戒

本校の規定による指導

退学・停学・訓告等

進路変更勧告、家庭謹慎、登校謹慎、  
訓戒（校長・教頭・生徒指導部長）、  
学年部指導等